

# 道路サポート事業について

## 道路サポート事業とは

豊橋市が管理する道路の清掃・美化活動において、地域のボランティア活動団体を支援するため、排出された雑草・廃土等を収集運搬処理する事業です。

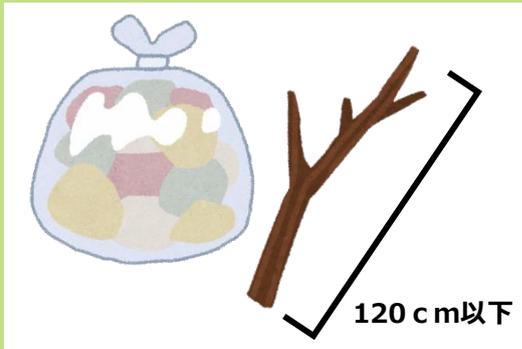
### 対象とする活動

- ・道路の草刈り、清掃及び道路側溝のしゅんせつに係る活動

《以下の場合は対象外です》

- ・施設所有者または施設管理者から費用の助成等を受けて行うもの
- ・個人敷地や企業敷地内で行うもの ・神社仏閣等宗教施設内で行うもの

## 収集物について



### 道路清掃による雑草等

薄手の袋に入れてまとめてください。  
木の枝は120cm以下にしてください。



### 廃土（側溝から出た土）

袋には入れず、そのまま山積みにして  
ください。

※テレビ、冷蔵庫等の家電4品目や、タイヤ・バッテリー等を道路上で発見した場合は、回収せずに、場所・数量などを道路維持課までご連絡ください。

### <申請方法>

「道路サポート事業活動計画書（様式第1）」をご記入のうえ、活動予定日の7日前までに道路維持課までご提出ください。（様式は豊橋市ホームページにも掲載しています。）

※なお、収集日の指定はできません。活動日から1週間の間に回収します。

### 提出先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所（東館6階 道路維持課）  
電話：(0532)51-2633 FAX：(0532)56-5516 e-mail：doroiji@city.toyohashi.lg.jp

※活動中のケガ・事故等について豊橋市市民活動総合補償制度の適用を受けようとする場合は、自治会等の一部団体を除き、どすごいネットへの登録が必要です。制度については市民協働推進課（0532-51-2483）へお問い合わせください。